

## 令和3年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和3年7月21日（水） 午前9時から午前10時00分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

### 3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	欠	有村 隆		

### 推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	入佐 哲朗
出	大園 和幸	出	高田 裕幸	欠	徳田 潤一	出	川崎 守
欠	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子		
出	上穂木 紀順	出	松元 渡	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

### 4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係

主査 山中 俊明

### 5 事務局職員

次長兼農地係長	下原 隆二	
振興係長	井手口 剛	
主 査	関口 実	
主 査	池畑 信幸	
主 幹	梶原 宏行	(輝北総合支所産業建設課)
主 査	鳥巢 良和	(串良総合支所産業建設課)
主任主事	柳井谷 晃志	(吾平総合支所産業建設課)

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
  - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
  - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
  - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
  - ・非農地証明について
  - ・農地移動適正化あっせん申出について
- [報告]
- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 中塩屋 均 委員 ・ 堀之内 節子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和3年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和3年7月21日(水) 開会 午前9時 閉会 午前10時00分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

次長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和3年度第4回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局次長に委員の出席状況を報告してもらいます。

次長 本日の、欠席は、有村委員の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

推進委員の欠席は、鶴田委員、徳田委員の2名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以後の議事の進行は、木場会長にお願いいたします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号1番の中塩屋委員と、2番の堀之内委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の池畑主査を指名します。これより議事に入ります。

それでは、1頁、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第28号、1頁から39頁です。

初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和3年7月26日です。合計面積は、23万7千46㎡、うち更新分10万1千411㎡、内訳、田5万2千801㎡、畑18万4千245㎡です。利用権を設定する者78人、設定を受ける者46人です。始期は、いずれも令和3年8月1日です。期間は、10ヵ月、1年、2年、3年、5年、6年、10年です。

次の3頁から22頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番2番は、設定期間が10ヵ月です。3頁、1番は、賃借権で新規設定。2番は、賃借権で再設定。

次の3番から5番までは、設定期間が1年です。3番から5番までは、賃借権で再設定。

次に、4頁、6番は、設定期間が2年で、賃借権で新規設定。

次の7番から5頁11番までは、設定期間が3年です。4頁、7番8番は、賃借権で新規設定。9番は、賃借権で、再設定。

次に、5頁、10番11番は、賃借権で再設定。

次の12番から9頁29番までは、設定期間が5年です。5頁12番13番は、賃借権で新規設定。

次に、6頁、14番から18番までは、賃借権で新規設定。

次に、7頁、19番から22番までは、賃借権で新規設定。

次に、8頁、23番は、賃借権で新規設定。24番から26番までは、賃借権で再設定。

次に、9頁、27番から29番までは、賃借権で再設定。

次の30番から16頁57番までは設定期間が6年です。9頁30番31番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、32番から34番までは、賃借権で新規設定。

次に、11 頁、35 番から 37 番までは、賃借権で新規設定。

次に、12 頁、38 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。39 番から 42 番までは、賃借権で再設定。

次に、13 頁、43 番から 46 番までは、賃借権で再設定。

次に、14 頁、47 番から 50 番までは、賃借権で再設定。

次に、15 頁、51 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。52 番 53 番は、賃借権で再設定。

次に、16 頁、54 番から 57 番までは、賃借権で再設定。

次に、17 頁、次の 58 番から 22 頁 79 番までは、設定期間が 10 年です。17 頁 58 番、使用賃借権で新規設定。59 番 60 番は、賃借権で新規設定

次に、18 頁、61 番から 63 番までは、使用賃借権で新規設定。

次に、19 頁、64 番 65 番は、使用賃借権で新規設定。66 番は、賃借権で新規設定。

次に、20 頁、67 番は、賃借権で新規設定。68 番は、使用賃借権で新規設定。69 番 70 番は、賃借権で新規設定。

次に、21 頁、71 番から 75 番までは、賃借権で新規設定。

次に、22 頁、76 番 77 番は、賃借権で再設定。78 番は、使用賃借権で再設定。79 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番、2 番の 10 ヶ月もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3 頁、3 番から、5 番までの 1 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4 頁、6 番の 2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4 頁、7 番から、5 頁、11 番までの 3 年もの 5 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 5 頁、12 番から、9 頁、29 番までの 5 年もの 18 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、9 頁、30 番から、16 頁、57 番までの 6 年もの 28 件ですが、12 頁、38 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づき、議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席をいただき審議します。

(福元副会長：退席)

事務局の説明をお願いします。

井手口 　12 頁の 38 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 福元副会長に係る 12 頁、38 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。
- 「異議なし」
- 「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。
- (福元副会長：着席)
- 福元副会長の案件は、許可と決定いたしました。
- 次に、15 頁、51 番が議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席をいただき審議します。
- (新原委員：退席)
- 15 頁、51 番について事務局の説明をお願いします。
- 井手口 15 頁の 51 番は、借人新原委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 新原委員に係る 15 頁、51 番の 6 年もの 1 件です。
- 「異議なし」
- 「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。
- (新原委員：着席)
- 新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。
- 次に、残りの 6 年もの 26 件です。ご異議ありませんか。
- 「異議なし」
- 「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。
- 次に、17 頁、58 番から、22 頁、79 番までの 10 年もの 22 件です。ご異議ありませんか。
- 「異議なし」
- 「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。
- 次に、23 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- 井手口 所有権移転について、23 頁から 26 頁です。23 頁で説明します。公告年月日は令和 3 年 7 月 26 日、合計面積は、3 万 4 千 211 m<sup>2</sup>です。うち、田 4 千 671 m<sup>2</sup>、畑 1 万 5 千 998 m<sup>2</sup>、樹園地 1 万 3 千 542 m<sup>2</sup>です。所有権を移転する者 11 人、所有権の移転を受ける者 9 人です。
- 次に 24 頁、1 番はあっせん協議成立したものです。次の 2 番から 26 頁の 11 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。
- 議 長 27 頁にあっせん事業活動報告が記載されていますので、あっせん委員の田中委員に報告をお願いします。
- 田 中 議席番号 10 番の田中です。1 番について報告します。7 月 5 日、譲渡人と譲受人と委員 2 名、事務局職員が同席し、串良公民館細山田分館で農地の斡旋協議を行いました。譲受人は鹿屋市の認定農家で経営形態は肉用牛を主としています。協議の結果、10 a 当たり 32 万 7,000 円の総額 177 万 3,100 円で斡旋が成立したことを報告します。以上です。
- 議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの 1 件です。ご異議ありませんか。
- 「異議なし」
- 「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。
- 次に、残りの所有権移転協議が成立したもの 10 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、28 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 中間管理権設定については、28 頁から 39 頁です。28 頁で説明します。公告年月日は、令和3年7月26日です。合計面積は、11万3千917㎡で、うち、田3万407㎡、畑8万3千510㎡です。利用権を設定する者23人、利用権の設定を受ける者17人で、全て新規設定であります。始期は、令和3年8月1日で、設定期間は5年、10年、15年です。

29 頁をご覧ください。貸人から公社への期間、権利区分別です。1 番から4 番までは、設定期間が5年です。1 番は、使用貸借権。2 番から4 番までは、賃借権。

次に、30 頁、5 番から33 頁21 番までは、設定期間が10年です。30 頁5 番から12 番までは、賃借権。

次に、31 頁、13 番14 番は、賃借権。15 番16 番は、使用貸借権。

次に、32 頁、17 番18 番は、賃借権。19 番20 番は、使用貸借権。

次に、33 頁、21 番は、使用貸借権。次の22 番から34 頁23 番は、設定期間が15年です。33 頁22 番23 番は、賃借権。

次に、34 頁、24 番からは、公社から借人への転貸設定です。24 番から35 頁26 番までは、設定期間が5年です。34 頁24 番は、使用貸借権。25 番は、賃借権。

次に、35 頁、26 番は、賃借権。次の27 番から38 頁39 番までは、設定期間が10年です。35 頁27 番から33 番までは、賃借権。

次に、36 頁、34 番は、賃借権。35 番は、使用貸借権。

次に、37 頁、36 番は、賃借権。37 番は、使用貸借権。38 番は、農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明します。39 番は、使用貸借権。

次に、38 頁、40 番は設定期間が15年で、賃借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、29 頁、1 番から、4 番までの5年もの4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、30 頁、5 番から33 頁、21 番までの10年もの17件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、33 頁、22 番、23 番の15年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社からの転貸設定の34 頁、24 番から、35 頁、26 番までの5年もの3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、35 頁、27 番から38 頁、39 番までの10年もの13件ですが、37 頁、38 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、大園委員に退席をいただき審議します。

(大園委員：退席)

37 頁、38 番について事務局の説明をお願いします。

井手口 37 頁の 38 番は、借人大園委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 大園委員に係る 37 頁、38 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(大園委員：着席)

大園委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 10 年もの 12 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、38 頁、40 番の 15 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、40 頁、議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 29 号、40 頁から 44 頁です。44 頁で説明します。今回は、所有権移転 20 件です。内訳は、田 5 筆、8 千 218 m<sup>2</sup>、畑 27 筆、4 万 4 千 66 m<sup>2</sup>、計 32 筆、5 万 2 千 284 m<sup>2</sup>です。

初めに、40 頁です。1 番は、畑 2 千 25 m<sup>2</sup>の売買です。2 番は、田 871 m<sup>2</sup>の贈与です。3 番は、畑 3 千 255 m<sup>2</sup>の贈与です。4 番は、畑 1 千 661 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、41 頁、5 番は、畑 4 千 665 m<sup>2</sup>の売買です。6 番は、畑 196 m<sup>2</sup>の売買です。7 番は、畑 1 千 472 m<sup>2</sup>の売買です。8 番は、田 2 千 671 m<sup>2</sup>の売買です。9 番は、次の頁にかけて畑 7 千 112 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、42 頁、10 番は、田 2 千 179 m<sup>2</sup>の売買です。11 番は、畑 8 千 635 m<sup>2</sup>の贈与です。12 番は、畑 593 m<sup>2</sup>の売買です。

次に、43 頁、13 番は、畑 3 千 425 m<sup>2</sup>の売買です。14 番は、畑 881 m<sup>2</sup>の売買です。15 番は、畑 165 m<sup>2</sup>の贈与です。16 番は、田 1 千 543 m<sup>2</sup>、畑 1 千 558 m<sup>2</sup>の贈与です。

次の 17 番から 44 頁 20 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、43 頁、17 番から、44 頁、20 番までを榎原委員に、報告をお願いします。

榎原 議席番号 19 番の榎原です。

去る 7 月 13 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、43 頁の 17 番ですが、農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も借り受けており、そのまま購入する予定としておりました。今回、取得する農地にはスモモや梅を作付けし、将来的には加工販売まで行いたいとのことでした。

次に、44 頁の 18 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地の隣に居宅を建築し、甘藷を作付けするとのことでした。

次に、19番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、養蜂業を営んでおり、越冬期間中は大崎町で活動していましたが、大崎町の土地が使用できなくなったことから、本市の居宅と農地を取得するもので、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地は空き家バンクに付属する農地であることから下限面積は1㎡です。今後は、レンゲや菜種などを作付けするとのことでした。

次に、20番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、農作業に必要な農機具は兄から借り受ける計画でした。今回、取得する農地には稲を作付けするとのことでした。以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま、説明、報告がありました20件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、45頁、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第30号、45頁です。今回は3件で、畑4筆、6千261㎡となっています。1番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。2番は、牛舎・運動場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。3番は、牛舎・ラッピングロール置場を整備するもので農地区分は農用地利用計画指定用途です。以上です。

議長 ただいま、説明がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、46頁、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第31号、46頁から52頁です。52頁で説明します。今回は、27件で、畑34筆、2万6千10㎡となっています。

46頁をご覧ください。1番と2番は関連です。1番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、通路を整備するもので、農地区分は3の5です。

3番は、一般住宅、カーポートを整備するもので、農地区分は3の4です。

4番は、宅地分譲を行うもので、農地区分は3の5です。

5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に、47頁、6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の4です。

7番は、駐車場、コンテナハウスを整備するもので、農地区分は3の5です。

8番は、アパートを整備するもので、農地区分は3の5です。

9番と次の頁10番は関連です。9番と48頁の10番は、通路を整備するもので、農地区分は3の4です。

次に、48頁、11番は、一般住宅、倉庫を整備するもので、農地区分は3の4です。

12番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。

13番は、建売住宅、通路、駐車場を整備するもので、農地区分は1の3です。



次に、49 頁、14 番と 15 番は関連です。14 番は、堆肥舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

15 番は、し尿処理浄化施設を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

16 番は、豚舎を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次の 17 番から 52 頁 27 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、49 頁、17 番から、50 頁、21 番までを寺下委員に、50 頁、22 番から、51 頁、24 番までを園田委員に、51 頁、25 番から、52 頁、27 番までを川崎委員に、報告をお願いします。

寺下 議席番号 16 番の寺下です。去る 7 月 12 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、49 頁の 17 番ですが、申請地は田崎地区学習センターの東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及びカーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 18 番ですが、申請地は笠野原小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業が施行されていますが、都市計画用途地域から 500m 以内農地であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に共同住宅 2 棟及び駐車場を整備する計画です。周辺は住宅等の施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であるため、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。なお、共同住宅が 2 階建てであり、隣接農地への日照の影響が心配されることから、事前に所有者等に対して説明を行うよう指導したところです。

次に 50 頁の 19 番ですが、申請地は大隅縦貫道東原インターチェンジの北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅 8 棟、通路及び駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 20 番ですが、申請地は串良商業高校の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 21 番ですが、申請地は肝属地区清掃センターの北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及びカーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、17 番から 21 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

園田 議席番号 14 番の園田です。去る 7 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、50 頁の 22 番ですが、申請地は西原運動公園の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であり、都市計画用途地域から 500m 以内農地であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は住宅等の施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地であるため、第 2 種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に 51 頁の 23 番ですが、申請地は上野公民館の南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行であることから第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の宅建業を営む法人で、申請地に建築条件付土地 4 棟分及び通路を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 24 番ですが、申請地は霧島ヶ丘公園の北東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業を営む法人で、申請地に建売住宅 4 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、22 番から 24 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

川 崎 推進委員の川崎です。去る 7 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、51 頁の 25 番ですが、申請地は南部学校給食センターの北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の建設業を営む法人で、申請地に賃貸住宅（8 棟）、通路及び車庫兼倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 26 番ですが、申請地は吾平小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業を営む方で、申請地に建売住宅 4 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 52 頁の 27 番ですが、申請地は吾平中学校の東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、25 番から 27 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請 27 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、53 頁、議案第 32 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 32 号、53 頁から 61 頁です。53 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は 8 件で、畑 4 千 466 m<sup>2</sup>となっています。次の 54 頁から 61 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので 53 頁、1 番から、4 番までを上野委員に、5 番から、8 番までを入佐委員に、報告をお願いします。

上野 議席番号 17 番の上野です。去る 7 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

53 頁をご覧ください。まず 1 番ですが、周辺図等は 54 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の法人で、申請地に建売住宅 3 棟及び通路を建築する計画です。申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 55 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で申請地に一般住宅および車庫を建築する計画です。申請地は川東多目的運動公園の東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 56 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地はセブンイレブン鹿屋旭原店の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 57 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に農機具倉庫を建築する計画です。申請地はセブンイレブン鹿屋旭原店の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内の農地です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外及び用途変更は支障がないと判断しました。

入佐 推進委員の入佐です。去る 7 月 12 日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

53 頁をご覧ください。まず 5 番ですが、周辺図等は 58 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外の法人で、申請地に建売住宅 2 棟を建築する計画です。申請地はセブンイレブン鹿屋旭原店の西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の集落接続施設に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 6 番ですが、周辺図等は 59 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は鹿屋市で、申請地に上水道用施設を整備する計画です。申請地は輝北運輸の西に位置し、

周辺は 10ha 以上の農地の広がりがなく、第 2 種農地です。市が土地収用法第 3 条対象事業のために転用する場合であるため、転用の許可は必要ないと判断しました。

次に 7 番ですが、周辺図等は 60 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で申請地に貸し駐車場及び資材置場を整備する計画です。申請地は細山田インターチェンジの東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。既存施設を拡張して整備することから、許可基準の既存施設の拡張に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 8 番ですが、周辺図等は 61 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地を昭和年代から住宅敷地として使用してきたため、これを是正するものです。申請地は上小原認定こども園の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地です。申請地内の建物の状況から 20 年以上経過していると判断され、農地への復元も困難であることから、農振除外後は非農地に認められると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

議長 ただいま、報告があった 8 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、62 頁、議案第 33 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 33 号、62 頁です。62 頁で説明します。今回は 1 件で、畑 1 筆、202 m<sup>2</sup>です。すべて記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、62 頁、1 番を垣内委員に、報告をお願いします。

垣内 推進委員の垣内です。去る 7 月 13 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

62 頁の 1 番ですが、申請地は、鹿屋農業高校の北に位置し、昭和年代から山林化しているとのことでした。大木等もあり、状況からしても、20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議長 説明、報告がありました 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、63 頁、議案第 34 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

井手口 議案第 34 号、63 頁から 64 頁です。今回新たに、譲渡希望が 63 頁、1 番から 5 番。次に、賃貸借希望が 64 頁、1 番から 5 番までですので、お目通しください。以上です。

議長 ただいま、事務局から新たな申出農地について説明がありました。

これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

63 頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1 番から 3 番までを 畠井委員と西元委員に、4 番を田中委員と田村委員に、5 番を榎原委員にお願いします。

次に、64 頁、賃貸借希望の 1 番と 2 番の笠之原町を 寺下委員と持増委員に、2 番の川東町を畠井委員と西元委員に、3 番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、4 番を村山委員と本村委員に、5 番を田中委員と田村委員にお願いします。

次に、65 頁、「農地法第 18 条第 6 項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

井手口 合意解約について、65 頁から 68 頁です。68 頁で説明します。今回は 15 件で、田 9 筆、1 万 2 千 473 m<sup>2</sup>、畑 17 筆、3 万 4 千 240 m<sup>2</sup>、計 26 筆、4 万 6 千 713 m<sup>2</sup>です。これらは全て、第 18 条第 6 項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、65 頁です。1 番は、借り手の都合。2 番は、借り手の変更。3 番は、貸し手の都合。4 番は、借り手の都合。

次に、66 頁、5 番 6 番は、貸し手の都合。7 番は、借り手の変更。8 番は、借り手の都合。9 番は、貸し手の都合。

次に、67 頁、10 番は、中間管理機構への貸し出し。11 番は、借り手の変更。12 番は、売買のため。

次に、68 頁、13 番 14 番は、売買のため。15 番は、貸し手の都合。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、65 頁から、68 頁までの 15 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 4 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局から説明をお願いします。

次 長 農地利用最適化推進委員候補者の応募等の状況について説明します。お手元に資料を配布してあります。募集期間が 6 月 21 日から 7 月 20 日までで、21 人の定数に対しまして、22 人の応募・推薦がありました。今後、選考委員会が開催され、令和 3 年 8 月 10 日の臨時総会において委嘱することになります。

次に、鹿児島県農業委員会大会の開催及び永年勤続表彰の推薦について説明します。お手元に資料を配布してあります。8 月 31 日火曜日に、鹿児島市の川商ホール（市民文化ホール）で鹿児島県農業委員会大会が開催されます。現時点では、全委員の出席をお願いいたします。都合の悪い方は、8 月 10 日火曜日までに事務局へ御連絡ください。なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、大会の中止や参加人数が調整される場合がありますので、御了承ください。当日は永年勤続表彰も実施されますが、鹿屋市からは 15 年以上勤続に福元副会長、田中委員、田村委員、中塩屋委員、倉田委員の 5 名と、今期で退任され、15 年以上勤続された上之原委員の 1 名を推薦しましたので報告しておきます。

次に、臨時総会の開催についてお知らせします。8 月 2 日月曜日 13 時 30 分から、議会棟 3 階、全員協議会室で、辞令交付式後に第 1 回臨時総会を開催しますので、農業委員の方々には出席をお願いします。

次に、7 月末で退任される委員の方々へのお願いです。ご自宅に掲示されている鹿屋市農業委員会の看板と、7 月分までの活動報告書について、8 月 10 日から 8 月 20 日までに事務局へお持ちくださるようお願いします。お越しの際は、事務局に預けておられる印鑑

をお返ししますので、お受け取りください。また、互助会から慰労金の5千円をお支払いしますので、お受け取りください。以上で説明を終わります。

議 長 他にありませんか。

ないようですので、推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。  
ないようですので、これをもって令和3年度第3回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

次 長 ここで、会長から挨拶をいただきたいと思います。

会 長 農業委員、推進委員の皆様方は、7月31日で任期満了となりますので、最後に、私のほうから一言、ご挨拶を申し上げます。委員を退任される方、再任される方、様々と思いますが、退任される委員さん方には、農業委員会活動や推進活動にご尽力いただき、ありがとうございました。今後とも、お知恵やご協力をお願いいたします。

また、再任される方々は、これからも、一步踏み込んだ活動をお願いしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

次 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

( 閉 会 )